

**令和5年度奈良県マンション管理基礎セミナー**

# **マンションの防災対策 「在宅避難」と「生活備蓄」**

**NPO法人 奈良県マンション管理組合連合会**

**理事・事務局長 矢野 賢司（マンション管理士）**

**日時 令和6年1月13日（土）13：30～**

**場所 天理市文化センター 3階 文化ホール**

今回は、マンションの防災対策についてお話します。

管理組合と自治会が中心となり「自主防災会」という協働組織を作り、防災対策として「共助」に重点を置いて取り組んでいるマンションも多いと思います。

しかし、マンションという集合住宅で防災対策に取り組もうとする場合、その特性から「共助」には限界があります。原因の一つは、「共助」を担う防災リーダーの高齢化です。今後、防災対策として「自助」に重点をシフトする必要性があります。

居住者に「自助」の重要性を啓発するためには、その手段として防災マニュアル、管理組合だより、勉強会の開催などが考えられますが、即効性は期待できず、継続的に取り組まなくてはなりません。らない。

# 「防災の三助」について

「防災の三助」という言葉をご存知ですか？

防災の三助（自助・共助・公助）とは、災害による被害を最小限にできる社会を実現するために必要な防災上の取組みです。

自助（じじょ）、共助（きょうじょ）、公助（こうじょ）をまとめて防災の三助（さんじょ）と呼ぶのが一般的です。

- 自助** 自分と家族の命や財産を守るために、自ら防災に取り組むこと  
「自分の身は自分で守る」
- 共助** 近隣住民や被災者と互いに助け合うこと  
「被災者同士で助け合う」
- 公助** 行政による公的な支援のこと  
「行政の支援を受ける」 「 「

# 「防災の三助」について

- 「自助」は自分ひとりまたは家族という小さな単位、
- 「共助」は家族とその周辺の人を含む中くらいの単位、
- 「公助」は行政という大きな単位における防災対策です。



災害における被害を最小限に抑えるには、自ら災害に備えたり行動したりするだけでは不十分で、周囲の人と互いに助け合い、公的な支援を受けることが必要不可欠です。

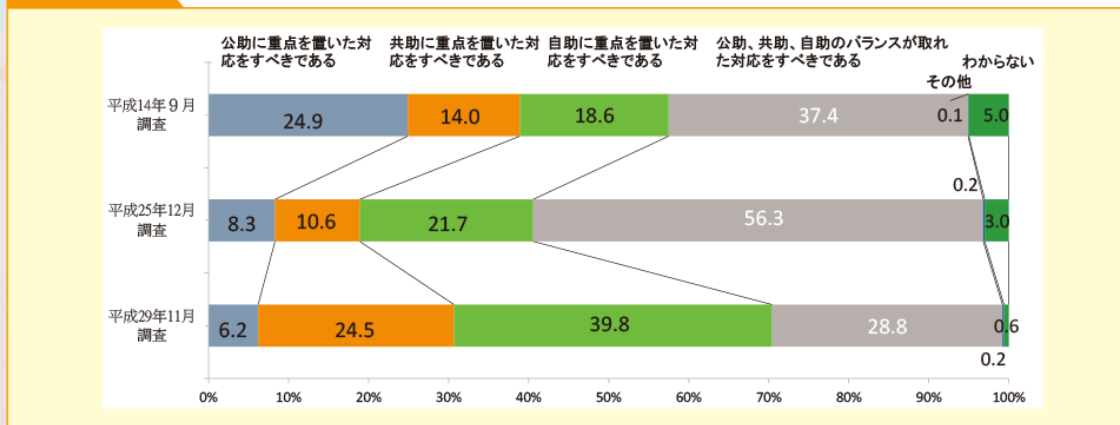
自助、共助、公助を有機的に連携させた防災対策が重要になります。

三助のどれに重点を置くのが適切ななのか、考えてみたいと思います。

# 「防災の三助」について

内閣府が実施した世論調査によれば、「自助・共助・公助」のうち重点を置くべき防災対策としては、平成14年調査時には「公助」に重点を置くべきと考えている人の割合は24.9%でしたが、平成29年調査時では「公助」は6.2%に減少する一方、「自助」は平成14年の18.6%から平成29年の39.8%に、「共助」は平成14年の14.0%から平成29年の24.5%にそれぞれ増加しており、「公助」よりも「自助」「共助」に重点を置くべきとする人の割合が高まっています。（図表1-1-2）

図表 1-1-2 重点をおくべき防災対策（自助・共助・公助の調査時点別比較）



出典：内閣府政府広報室「防災に関する世論調査（平成14年9月調査・有効回答2,155人）、（平成25年12月調査・有効回答3,110人）、（平成29年11月調査・有効回答1,839人）」より内閣府作成

## 「防災の三助」について

「共助」とは、災害の被害を最小限に抑えるために、近隣住民や地域の人と互いに助け合うことです。

災害発生時、まず行うべきは自分と家族の安全確保ですが、その後は、周囲の人と助け合いながら行動することが安全性を高め、生活の安定をもたらします。

災害発生時に最も多くの被害が出るのは**発生直後の短い時間**です。しかし、大規模災害が発生した場合、行政が本格的に災害対応を始めるまでに時間がかかるので、共助が重要な意味を持つことになります。

阪神・淡路大震災発生時、被災者は30万人以上に上りましたが、地震当日に対応できる消防、警察、自衛隊は約8000人しかいない状況であったとされています。

## 「公助」の限界

東日本大震災では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが困難でした。行政自身が被災して、機能が麻痺するようなケースがあったからです。

地球温暖化に伴う気象災害の激甚化・頻発化、高齢社会における支援を要する高齢者の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対して既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎきることはますます困難になっています。

大地震などの影響で交通手段に被害が出た場合、支援物資の供給が滞り、救助や救護を行う人員の派遣も遅れます。

したがって、公助の機能充実は常に検討・実施されるべきですが、災害による被害を最小限に抑えるには自助や共助の機能強化が必要です。

政府は、公助には限界があり、自助と共助の量と質を向上させることが防災対策として重要であると明言しており、今後もその傾向は続くと考えられます。

# 「共助」の限界

行政を主とした取組だけではなく、国民全体の共通理解のもと、住民の「自助」「共助」を主体とする防災政策に転換していくことが必要で、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められています。

しかし、現実には「共助」の担い手である防災リーダーにも高齢化が進み地域コミュニティにおける共助も限界を迎えようとしています。奈良県では2030年に築40年を超えるマンションが全体の32%を占めるというデータがあり、マンションの高経年化に伴い住民の高齢化の更なる進行が予想されます。

図①以前の考え方



図②近年の考え方



ここでNHKの動画をご覧くださいと思います。



# 「自助」に重点を置いた防災対策

自助 > 共助 > 公助<sup>助</sup>



熊本地震を体験した熊本県では、被災後に右の図のように「共助」を無限大まで拡大すべきという意見もあります。」

私見ですが、「防災三助」の重点を置く割合を自助7、共助2、公助1の割合と考えています。

自助とは、「自分の身は自分で守る」という考えに基づいて、自分や家族の命と財産を守るために、平時から災害に備え、災害発生時に適切に行動することです。

災害発生時には、周囲の人は自分やその家族のことで精いっぱいですし、行政が本格的に被災者支援に動き出すまでには時間がかかります。

したがって、災害発生直後から自分や家族の命を守るためには、共助や公助を待つのではなく自分で判断して行動しなければなりません。

また、災害発生時に迅速かつ適切に命を守る行動をするためには、平時から災害の発生を想定して備えておく必要があります。

# 「在宅避難」の考え方 その1

## 1 「在宅避難」と判断するための4つのポイント

「在宅避難」とは、災害の発生後に避難所へ避難しないで、自宅での生活を継続することを言います。当然、自宅の建物が安全であることが前提になります。

在宅避難を選択する**判断**のポイントは以下の通りです。

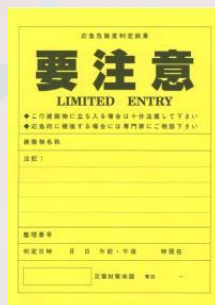
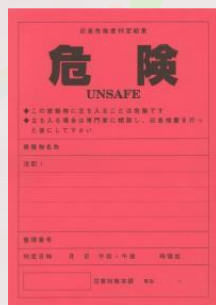
- 1) 自治体の避難指示、勧告を確認する。
- 2) 周辺道路が移動可能かどうか、確認をする。
- 3) **家屋の被害状況を見て、引き続き生活できるかどうか確認する。**
- 4) 自宅、周辺の家に倒壊、火災の恐れがないかどうか確認する。

出典：2021防災新聞（西日本新聞社）

3) の「家屋の被害状況を見て、引き続き生活できるかどうか」を確認するには「**被災建築物応急危険度判定**」という方法があります。被災建築物応急危険度判定士として活動した経験のある当会の野村から説明させていただきます。

# 被災建築物応急危険度判定について

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしています。



- 赤色「危険」：建築物に立ち入ることは危険です。立ち入る場合は、専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。
- 黄色「要注意」：建築物に立ち入る場合は十分注意してください。応急的に補強する場合には専門家にご相談ください。
- 緑色「調査済」：建築物の被災程度は小さいと考えられます。

**建築物は使用可能です。**（奈良県ホームページから引用）

# その他の地震被災後の建築物の判定

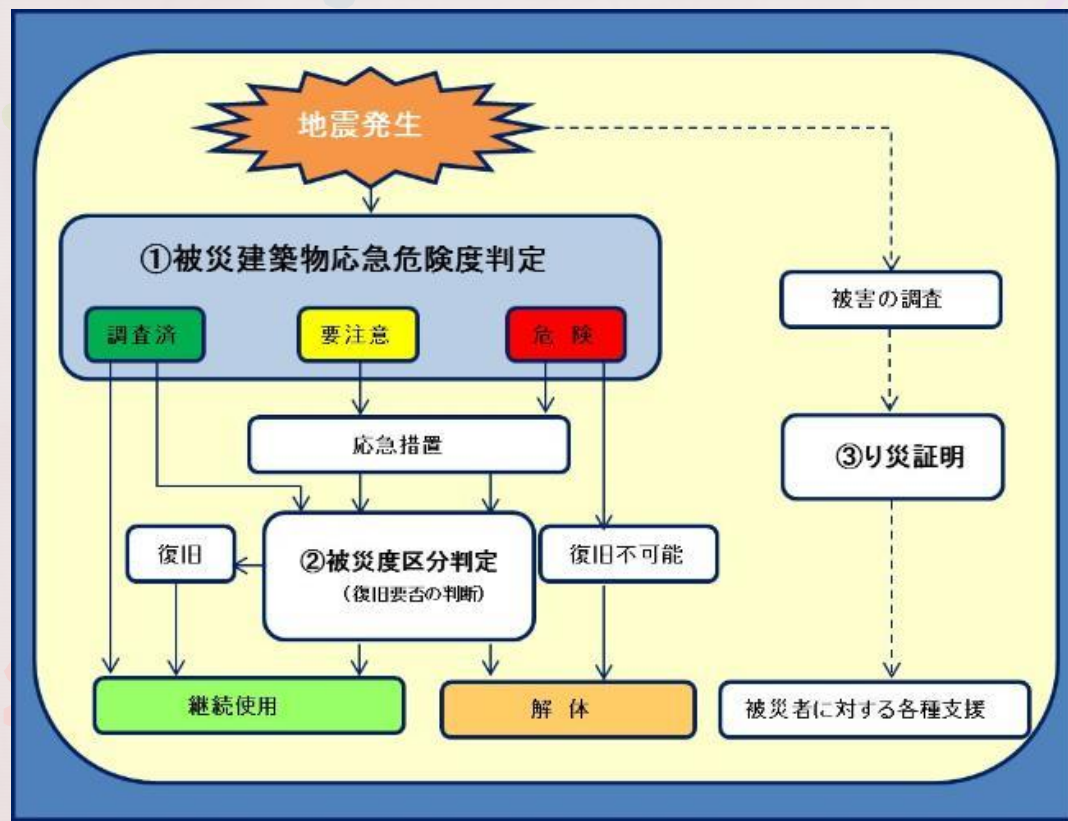
地震被災後の建築物の判定には、「被災建築物応急危険度判定」の他に「被災度区分判定」や「住家被害認定」がありますので、混同しないようにしてください。

## 被災度区分判定

応急危険度判定後に建築物の被災度を詳細に判定し、被災の程度を軽微、小破、中破、大破などと区分するとともに、地震動の強さなどを考慮し、復旧の可否とその程度を判定します。

## 住家被害認定

地震や風水害等の災害により被災した住宅の被害の程度を認定するための調査。市町村により実施され、この認定結果に基づき被災者に「**り災証明書**」が発行されます。



## 「在宅避難」の考え方 その2

### 2 在宅避難を選択するために必要な準備

次に「在宅避難」を行う場合の**準備**について説明します。

#### 1) 「減災の備え」

災害による被害を最小限に抑えるために「**減災の備え**」として、**家具の転倒、落下、移動を防止する対策**が必要です。

阪神・淡路大震災でも家具の転倒による犠牲者が多数ありました。

#### 2) 「生活備蓄」

避難生活で絶対必要な備蓄品は、**トイレ、水、食料**の3つとされています。

在宅避難をする場合は、**最低3日分**、可能であれば1週間分の水・食料を備蓄してください。

「減災の備え」と「生活備蓄」については、本日、配付されました奈良県発行の『わが家の地震対策』をご参照ください。



## 管理組合が行わなければならない共助

「公助」や「共助」に限界があり、住民の「自助」の意識を向上させることが必要とお話してきましたが、住民の高齢化が進む中、管理組合が行わなければならない「共助」について事例をご紹介します。

### ハザードマップの活用

マンション周辺で、どのような災害が起こる可能性があるのかを確認し、在宅避難が可能な災害、すぐに避難が必要な災害について確認、想定をしておきます。防災訓練や勉強会で情報を共有します。

### 安否確認のマグネットの利用

各戸の玄関扉に『救助求む』、『無事です』のマグネットプレートを付けて安否確認を行います。独居高齢者の見守り活動として始めては？

### 受水槽の給水栓（蛇口）取付

停電で断水しても受水槽に残った水を給水栓により飲料水として利用することができます。

### 防災倉庫やマンホールトイレの設置

敷地に余裕があれば、防災倉庫を設置して備蓄品や救助工具などを収納しておきます。共用排水管に直結するマンホールトイレも便利です。

# 被災者に対する公的支援制度について

## ●被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

平成7年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに平成10年5月に被災者生活再建支援制度が成立、11月6日に施行。現在まで6度の法改正がありました。災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金（最大300万円）が支給されるものです。

## ●住宅の応急修理（災害救助法）

災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理するものです。市町村が業者に委託して実施します。

## ●災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）

災害で罹災した住宅の早期の復興を支援するため、災害により滅失・損傷した家屋の復旧に対し、低利な資金を供給するもの。住宅を建設する場合の融資限度額（基本融資額）1,650万円等、住宅再建方法により融資限度額、返済期間等が異なります。参考：内閣府 防災情報ページ「公的支援制度について」

## ●公費解体制度

阪神・淡路大震災以降、著しく甚大な被害を伴う災害では、「全壊」以外の家屋等についても、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象として市町村による「解体・撤去」を認めた事例があります。参考：環境省「公費解体に係る事務手続き」

## 「マンションの防災対策」のまとめ

「マンションの防災対策」をテーマに「在宅避難」の考えについてお話ししましたが、災害発生時は以下の点に留意してください。

- 災害発生時は、自治体の避難指示、勧告に従って行動してください。
- 「在宅避難」の可否を判断する手段として「被災建築物応急危険度判定」について説明しましたが、これは発災直後に第1段階として行うものです。混乱が落ち着いた時点で、第2段階として「被災度区分判定」を行い、速やかに復旧計画に取り掛かってください。
- 非常食の備蓄や防災ハンドブックについては、皆様のマンションがある市や町のホームページで紹介されていますので、是非、ご覧ください。本日、配付しました福岡マンション管理組合連合会発行の「防災のしおり」は、「在宅避難」の場合に公助が届く迄の期間を3日間と想定し、3日間を生き延びる方法が説明されています。
- 檜原市のホームページで紹介されています「マイ・タイムライン」は、災害発生時のアクションプランとして役立ちます。